



妊産婦の方の タクシー料金助成

- ◎妊産婦健診や出産に伴う入退院時
- ◎妊娠に伴う産科・産婦人科等の受診時など

妊産婦の方が、妊娠や出産に伴う入退院・受診の際にタクシーを使用する場合、つくば市が料金を助成する制度です。※出産予定日または出産日の8週間まで利用可

申請方法と利用条件

助成の条件

助成の対象となる方は、以下2点ともに該当する方のみとなります。

- タクシー利用日時時点で、つくば市に住民登録のある方
- 利用申請時点で、母子健康手帳の交付を受けている方

2026年4月1日以降に妊娠届出または
つくば市への転入手続きをされる方

タクシー利用料金の電子チケット、または利用料金の払い戻しによる2つの助成方法があります。
⇒払い戻しの詳細は裏面【B】をご覧ください。

2026年3月31日までに妊娠届出または
つくば市への転入手続きをされた方

タクシー利用料金の「払い戻し」制度があります。
(電子チケットによる助成は対象外となります)
⇒払い戻しの詳細は裏面【B】をご覧ください。

2026年4月1日より
申請スタート

妊産婦タクシー利用費助成「電子チケット」の申請方法

電子チケットはタクシーアプリ『GO』で利用できます。電子チケット発行スケジュールを確認のうえ、事前申請してください。

1
配車可能
エリアの確認

出発地と目的地がタクシーアプリ『GO』の配車可能エリア内か確認します。アプリ配車可能エリアなら里帰り先でもお使いいただけます(日本国内限定)。※アプリ配車ができないエリアの場合は、「払い戻し」の手続きで助成を受けられます。詳細は裏面【B】をご覧ください。



対応エリア確認
『GO』ホームページ

2
タクシー料金の
事前確認

出発地から目的地までの片道の利用料金を確認します。利用料金の目安は事前申請に必要です。※利用料金はメータ運賃に加え迎車料金と手数料等が加算されます。



料金検索
『GO』ホームページ

3
事前申請

スケジュールを確認し、事前申請を行います。電子チケットによる助成額の上限は、妊産婦お一人あたり20,000円です。1回の乗車につき1チケット使えます。金額単位を以下から選びます。
① 2,000円×10枚 ② 4,000円×5枚 ③ 5,000円×4枚



事前申請
(いばらき電子申請・届出サービス)

4
電子チケット
コードの受領

事前申請後、つくば市から「チケットコード」を案内するメールが送信されます。このコードは必須となりますので、メールを受信できる設定にしてください。



※電子チケット発行スケジュールをつくば市ホームページに掲載しますのでご確認ください。電子チケット発行スケジュール(市ホームページ)

[A] タクシーアプリ『GO』での「GOチケット」の使い方

- ①『GO』アプリのダウンロード
 - ユーザー情報の登録
 - お支払い方法の設定 (クレジットカードのみ)
- ②「チケットコード」をアプリに登録
 - 事前申請時に登録したメールアドレスにチケットコードが届くのを待つ
 - チケットコードを『GO』アプリに登録
- ③『GO』アプリでタクシーを配車
 - 配車時の支払い方法は必ず「GOチケット」を選択してください。



初期設定・
チケット登録
方法

【電子チケットの有効期限】

出産予定日または出産日の8週間まで
(妊娠継続が終了した場合、妊娠継続終了
の8週間後)です。

1回のご乗車につき1枚の「GOチケット」を
選択することができます。**複数チケットの選
択はできません。**

※チケット券面額を超えた分は、登録したクレジット
カードでのお支払いとなります。
※タクシー料金が「GOチケット」の券面額を下回った
場合でも、お釣りは出ません。ご了承ください。

[B] 払い戻しによる助成利用の流れ

払い戻しの手続きは、以下の①～④の書類を準備の上、窓口で申請を行ってください。

(郵送での申請は、原則不可。郵送で申請する場合は、事前にご相談ください。)

- ①妊産婦タクシー利用費助成金交付申請書兼請求書(市ホームページに掲載)
- ②タクシー料金の領収書原本(利用日、タクシー会社名のわかるもの)
※クレジットカード利用明細は領収書として取り扱うことができません。
- ③医療機関の領収書及び明細書の写し(受診日、受診目的のわかるもの)
- ④母子健康手帳の写し(子の保護者欄、妊娠中及び出産後の母体の経過欄)



払い戻し対象のタクシー利用
つくば市ホームページ

申請場所

こども未来センター
(研究学園1-1-1)
桜保健センター
(流星台61-1)
谷田部保健センター
(谷田部4-774-18)
大穂保健センター
(筑穂1-10-4)

【申請期限】タクシーを利用した日の属する年度の翌年度末まで ※厳守

例)2027年(令和9年)2月1日にタクシーを利用した場合

令和8年度(2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間)に属するので、
翌年度の令和9年度末(2028年3月31日)が申請期限となります。

[C] 電子チケット(「GOチケット」)と払い戻しを併用する場合

タクシー利用費の助成上限額は、電子チケットと払い戻しを含めて一人20,000円までとなっています。
電子チケットは20,000円分をまとめて発行するため、払い戻し助成を受けた後に電子チケットの助成を受けることはできません。以下【例1】のように、電子チケットを使い切らなかった場合のみ併用が可能です。

【例1】4,000円×5回分の電子チケットを受け取り、
4回使って1回分使用しなかった。他に1回分を電子チ
ケットを使用せずに支払ったタクシー代があるが、払い
戻しをしてもらえるの?→この場合、上限4,000円ま
で払い戻しの助成が受けられます。

【例2】4,000円×5回分の電子チケットを受け取り、
5回分全て使った。他に1回分を電子チケットを使用
せずに支払ったタクシー代があるが、払い戻しをして
もらえるの?→助成上限金額20,000円を超えて
おり、払い戻しの助成は受けられません。

※電子チケットを使用しなかった分の払い戻しの金額は、助成上限金額(20,000円)の範囲内となります。

その他の注意事項

- 電話注文した場合や流し(乗り込み)でタクシーを利用した場合、電子チケットは利用できない場合があります。必ず、「GOチケット」を利用したい」とお伝えのうえ、乗車する車両で「GOチケット」が利用できるかを確認してからご利用ください。
- 陣痛時や破水している場合は利用できない場合があります。事前にタクシー会社に確認の上、ご利用ください。
※つくば市ホームページにも掲載しています。
- お子様の健診受診等のために利用したタクシー料金や、妊産婦が乗車していないタクシー料金は、助成対象外です。
例)お子様の1か月児健診と産後1か月健診が別日だった場合、助成対象は、産後1か月健診の日に乗車したタクシー料金のみです。



問合せ先 つくば市 こども未来センター ☎029(883)1111 ※平日受付時間8:45~16:30

書類提出時などに合理的配慮が必要な方は、お問い合わせください。